

阿南市国民健康保険被保険者証が発行されなくなります

阿南市国民健康保険被保険者証について

国の法改正により、令和6年12月2日以降、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)での受診を基本とする仕組みに移行することになりました。令和6年12月1日までに発行している健康保険証に記載されている有効期限(阿南市国民健康保険は最長で令和7年7月31日)まではお使いいただけますが、令和6年12月2日以降は新規発行(再発行等を含む)ができなくなります。

※国保税に滞納のある方や、75歳を迎えられる方の有効期限は令和7年7月31日より短い場合があります。



※マイナンバーカードは申請に基づき交付されるものであり、取得は任意です。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

令和6年12月2日以降は…

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードをお持ちでない方、保険証利用登録をしていない方は職権により「資格確認書」を交付します。またマイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報通知書」を交付します。

資格確認書

医療機関等の窓口で提示していただくと、これまでどおり保険診療を受けることができます。

※有効な保険証をお持ちの方は有効期限を迎える前に交付します。

資格情報通知書

オンライン資格確認を導入していない医療機関や機器等の故障でマイナ保険証を読み取ることができない場合に、マイナ保険証と併せて提示することで保険診療を受けることができます。

会計年度任用職員 (ごみ収集作業)の募集



令和6年12月採用予定の会計年度任用職員(ごみ収集作業)を募集します。

勤務先 環境管理事務所

勤務時間 原則として月～金曜日
7:30～16:00(休憩60分)

応募資格 平成18年12月2日以前に生まれた方

給与等 日額9,784円、通勤手当(規定あり)

採用予定人員 8人程度

申込方法 履歴書(市販のものに自筆、写真貼付)を生活環境課へ提出してください。募集案内は、申込期間中に生活環境課で配布します。

申込期間 11月1日(金)～12日(火)の
8:00～16:00(土、日、祝日は除く)

試験日 11月15日(金)

試験内容 面接、体力テスト

試験場所 環境管理事務所

※記載された個人情報等は目的以外に使用しません。

問い合わせ 生活環境課 ☎22-0001

年金相談 Q&A



Q 自営業を営んでおり、国民年金に加入しています。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られてきましたが、納付忘れの月があることに気づき、納めようと思います。年内に納めれば今年分の控除対象となりますか。

A 国民年金の保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料の額を証明する控除証明書の内容は、本年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。この控除証明書に記載されている保険料以外に年内に納めている保険料があるときは、その領収書を添付すれば合わせて税金の控除対象となりますので、控除証明書と領収書は大切に保管してください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

児童手当制度改正(拡充)のお知らせ



令和6年10月1日から児童手当法が改正されましたのでお知らせします。

主な変更点

- ①所得制限の撤廃
- ②支給期間を高校生年代まで延長(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)
- ③第3子以降の支給額を月額30,000円に増額
- ④第3子以降のカウントに含める児童を大学生年代まで拡大(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)
- ⑤手当の支払い月を年3回から年6回に変更(偶数月)

手続きの方法や必要なもの等、詳細は市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

※請求者は児童の父母等のうち所得の高い方となります。請求者の住所地で手続きをしてください。

※配偶者などの代理人が窓口で手続きする場合は委任状が必要です。

※公務員の児童手当は勤務先から支給されます。手続き等についても勤務先にご確認ください。



制度改正に伴い手続きが必要になる方

- ①高校生年代の児童を養育しており、現在児童手当を受給していない方(9月中旬に通知を送付しています)
- ②高校生年代以下の児童と大学生年代の児童を養育しており、児童の合計が3人以上になる方
- ③所得超過により、児童手当の請求が却下または資格が消滅された方

申請期間

制度改正後の最初の支給月は12月となります。12月に支給を受けるためには11月29日(金)までに手続きを完了させる必要があります。なお、令和7年3月31日までに手続きを行うことで令和6年10月分からの受給が可能となりますが、令和7年4月1日以降に申請された場合は申請の翌月分からの支給となってしまいますのでご注意ください。

問い合わせ こども支援課 ☎22-1677

11月から自転車利用のルールが厳しくなります!(令和6年11月1日施行)

- 自転車運転中のながらスマホ禁止
スマートフォン等を手で保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が罰則の対象になりました。(6月以下の懲役または10万円以下の罰金等)

 運転中のながらスマホ



- 自転車の酒気帯び運転の重罰化
自転車の酒気帯び運転について罰則が整備され重罰化されました。(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)

 酒気帯び運転および補助



- 自転車の酒気帯び運転をほう助(手助け)した者にも罰則が適用

自転車の提供(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)
酒類提供者、同乗者(2年以下の懲役または30万円以下の罰金)

重大事故を防ぐため交通ルールを守りましょう!

問い合わせ 阿南警察署交通課 ☎22-0110
市民生活課市民活動支援室 ☎24-8061

宝くじの社会貢献広報事業で備品を整備しました



一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。

令和6年度この助成金を受けて、椿町の高岸自治会がコミュニティ活動に使用する備品の整備を行いました。今後も、地域に根差したコミュニティ活動の活性化が期待されます。

問い合わせ 市民生活課
市民活動支援室 ☎24-8061

「あなん消防フェア2024」 開催のお知らせ

次のとおり「あなん消防フェア2024」を開催します。
詳しくは消防本部ホームページをご覧ください。

日時 11月2日(土) 9:00～12:00

場所 消防本部(辰己町1番地33)

内容 体験イベント(消防車搭乗、応急手当体験、放水体験、地震体験、煙体験、子供用防火服救助服装着体験、その他各種イベント)、訓練見学、来場記念品プレゼント(数に限りがあります)

※災害発生時等により、イベントの内容変更または中止となる場合があります。中止の場合は防災無線で広報します。

※入場無料

問い合わせ 消防本部警防課 ☎22-3796

秋の全国火災予防運動が実施されます 2024年度全国統一防火標語 「守りたい 未来があるから 火の用心」

11月9日から15日までの7日間、「秋の全国火災予防運動」が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図り、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として毎年全国一斉に実施されています。

これからの時季は特に空気が乾燥し、非常に火災が起こりやすくなります。

暖房機器など、火災の原因となるものを使用する頻度が高くなりますので、十分な確認と正しい取り扱いをお願いします。

また、平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。定期的に作動確認を行うなど、適切な維持管理を行ってください。

なお、住宅用火災警報器は電池で作動するものが多く、電池の寿命は約10年となっているため、10年を経過している場合は早めの交換をお勧めします。交換に際しては、連動型住宅用火災警報器を設置するなど、各家庭の状況に適した機能を有する住宅用火災警報器への交換をお勧めします。

問い合わせ 消防本部予防課 ☎22-3799

令和6年度阿南市総合防災訓練 を実施します

地域における防災意識の啓発および防災力の向上などを目的に地域住民の皆さまにご参加いただき、公的機関や事業者の協力のもと次のとおり訓練を実施します。訓練は消防職員や防災士の会の方が説明しながら行いますので、初めての方にも分かりやすい訓練となっています。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

日時 11月24日(日) 9:00～13:00(小雨決行)

※7:20から那賀川町全域で津波避難訓練を実施します。

場所 陸上自衛隊徳島駐屯地(那賀川町小延413番地1)

※駐車場に限りがありますので乗り合わせの上、ご来場ください。

内容

●住民参加訓練

避難所施設安全点検講習、SNSを用いた避難所受付訓練、救護訓練(応急処置等)、災害VR・AR体験、水防訓練(命綱作成・越水対策)など

●展示訓練

ヘリによる孤立者救出訓練、ドローンによる物資運搬訓練、倒壊家屋からの負傷者救出訓練、漂流者救助訓練、災害ボランティア派遣活動展示など

●体験、相談コーナー

地震体験車、降雨体験装置、木造住宅耐震相談、災害時の法律相談、炊き出し(海上自衛隊カレー)試食など

※訓練当日はヘリの飛行を予定しており、騒音の発生が予想されますが、ご理解いただけますようお願いいたします。

※天候等により、訓練内容を変更する場合があります。

問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

全国瞬時警報システム(Jアラート) の情報伝達訓練の実施

全国瞬時警報システム(Jアラート)を利用した、情報伝達訓練を次のとおり実施します。

本市では、防災行政無線とケーブルテレビ自主放送チャンネルでの放送、市公式LINEおよび登録制メールによる配信を行います。

※気象の状況等によって中止することがあります。

●第2回「緊急地震速報」訓練

日時 11月5日(火) 10:00頃

●第3回全国一斉情報伝達訓練

日時 11月20日(水) 11:00頃



問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191